

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道立近代美術館告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 21

告 示

目 次

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....（情報政策課）	1
○北海道青少年健全育成条例第16条第1項第2号の規定による団体の指定（道民生活課）	4
○北海道青少年健全育成条例第16条第1項第2号の規定による団体の指定の廃止（道民生活課）	4
○土地改良区の定款の変更の認可（農業施設管理課）	4
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出（農業施設管理課）	4
○道営土地改良事業変更計画の決定（農業施設管理課）	5
○土地改良法による道営換地処分（農業施設管理課）	5
○知事権限に係る保安林の指定（治山課）	5
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定（治山課）	5
○知事権限に係る保安林の指定の解除（治山課）	5
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定（治山課）	6
○令和元年度及び令和2年度において競争入札に参加する者に必要な資格等（建設管理課）	6
○建設業者に対する監督処分（建設管理課）	10
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）	10
道企業局告示	
○令和元年度及び令和2年度において競争入札に参加する者に必要な資格等 ..	11
○令和元年度、令和2年度及び令和3年度において競争入札に参加する者に必要な資格等 ..	11
○平成31年度及び平成32年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 ..	12
○平成31年度、平成32年度及び平成33年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正 ..	12
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（6件）	13

北海道告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータの購入	1台
イ パーソナルコンピュータの購入	2台
ウ パーソナルコンピュータの購入	20台
エ パーソナルコンピュータの購入	254台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 令和2年3月19日（木）
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

 - (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期	令和2年1月7日（火）から同月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
---------	--

に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課)

(2) 入札日時 令和2年2月3日(月)午後1時30分(送付による場合は、同年1月29日(水)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 50台

イ 予定時期 令和2年1月下旬頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年5月28日付け北海道告示第369号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>)におい

てダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5285

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer 1

b Personal Computer 2

c Personal Computer 20

d Personal Computer 254

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 3, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than January 29, 2020)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式(1月当たりの単価) 14台分

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 23台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年3月23日から令和7年3月22日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月7日（火）から同月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入札日時 令和2年2月3日（月）午後2時30分（送付による場合は、同年1月29日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
 ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 50台
 イ 予定時期 令和2年1月下旬頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 令和元年5月28日付け北海道告示第369号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5285

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
 - a Lease of Personal Computer 14 sets
 - b Lease of Personal Computer 23 sets
- B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., February 3, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than January 29, 2020)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics,
Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo
Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5285

北海道告示第3号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第2号の規定により、次のとおり団体を指定した。
令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

団体の名称	主たる事務所の所在地	審査の対象
一般社団法人日本コンテンツ審査センター	東京都新宿区新宿一丁目7番10号	録画テープ等
一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構	東京都港区芝浦三丁目11番13号	録画テープ等
特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	東京都千代田区鍛冶町二丁目3番1号 神田高野ビル4階	録画テープ等（録画テープ及び録画盤を除く。）

北海道告示第4号

平成23年北海道告示第188号（北海道青少年健全育成条例第16条第1項第2号の規定による団体の指定）は、廃止する。
令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年12月20日、浦河町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、渡島平野土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和元.12.8	理事	河村 康英	亀田郡七飯町字中島197番地1
同	同	同	吉田 勝幸	北斗市市渡466番地
同	同	同	小原 勝行	同 稲里206番地
同	同	同	高田 雅清	同 白川209番地の2
同	同	同	佐藤 一彦	同 清水川87番地の4
同	同	同	加藤 雄一	同 南大野205番地の5
同	同	同	伍 樓 進	同 萩野68番地
同	同	同	岡村 一慶	同 開発580番地
同	同	同	清水 千万幸	同 一本木352番地の2
同	同	同	齊藤 信夫	同 追分5丁目8番33号
同	同	同	小坂 敏美	亀田郡七飯町本町2丁目31番2号
同	同	同	杉村 久悦	同 七飯町大川10丁目334番地
同	同	同	加茂 悦夫	同 七飯町字上藤城235番地4
同	同	同	築城 正行	同 七飯町字仁山425番地1
同	同	同	福田 昭	函館市西桔梗町741番地
同	同	監事	相木 政弘	北斗市白川3番地の2
同	同	同	中田 優司	亀田郡七飯町字鶴野60番地
同	同	同	福田 義彦	函館市西桔梗町788番地2
退任	同元.12.7	理事	河村 康英	亀田郡七飯町字中島197番地1
同	同	同	吉田 勝幸	北斗市市渡466番地
同	同	同	佐々木 秀樹	同 稲里24番地の1
同	同	同	高田 雅清	同 白川209番地の2
同	同	同	佐藤 一彦	同 清水川87番地の4
同	同	同	加藤 雄一	同 南大野205番地の5

同	同	同	伍 樓 進 同	萩野68番地
同	同	同	清 水 千万幸 同	一本木352番地の2
同	同	同	齊 藤 信 夫 同	追分5丁目8番33号
同	同	同	小 坂 敏 美 同	亀田郡七飯町本町2丁目31番2号
同	同	同	杉 村 久 悦 同	七飯町大川10丁目334番地
同	同	同	加 茂 悦 夫 同	七飯町字上藤城235番地4
同	同	同	築 城 正 行 同	七飯町字仁山425番地1
同	同	同	土 井 清 美 同	函館市桔梗3丁目36番2号
同	同	監 事	相 木 政 弘 同	北斗市白川3番地の2
同	同	同	中 田 優 司 同	亀田郡七飯町字鶴野60番地
同	同	同	福 田 一 二 三 同	函館市西桔梗町752番地

北海道告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和元年1月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
二幹川第2	農業用排水施設	北海道空知総合振興局
砂浜西	農業用排水施設、区画整理	同

北海道告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、比布町比布中央第1地区の換地処分をした。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内846（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字幌内846（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第10号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘375の21・415の3・416の2・472の2（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

- 解除に係る保安林の所在場所 新冠郡新冠町字節婦町293の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第12号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 上川郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成31年北海道告示第6号に基づき道に申請して令和元年度及び令和2年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木直道

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

令和元年度及び令和2年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、

2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測定	測定
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2（工事予定価格に応ずる等級区分）

種類 等級	種類		舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
	一般土木工事	区分							
A	A1	10,000万円以上	6,000万円	10,000万円	2,000万円	2,500万円	7,000万円	6,000万円	5,500万円
	A2	25,000万円未満 7,000万円							

		以上							
B	7,000万円	6,000万円 未満	10,000万円	2,000万円	2,500万円	7,000万円	6,000万円	5,500万円	
	未満		未満	未満	未満	未満	未満	未満	
	3,500万円		4,000万円	700万円	800万円	3,500万円	3,500万円	2,500万円	
	以上		以上	以上	以上	以上	以上	以上	
C	3,500万円	/	4,000万円	700万円	800万円	3,500万円	3,500万円	2,500万円	
	未満		未満	未満	未満	未満	未満	未満	

(注) A 1 に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A 2 に区分する者は、A 1 に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事
 - ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 申請をしようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年

以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	
農業土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	は装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電気工事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業
管工事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

- (イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。
 - (ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。
- (ア) 客観的審査事項
 - 平成20年国土交通省告示第85号に定める項目
 - (イ) 技術・社会的審査事項
 - 工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに道の新分野進出優良建設企業表彰審査委員会が選考する表彰に限る。）、季節労働者通年雇用及び高齢継続雇用対策、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍支援、担い手の確保、人材育成、地域貢献活動等、障がい者の就労支援、環境への取組並びに安全・安心への貢献
- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和2年12月28日（月）まで随時

注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認められた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認められた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sankasikaku.htm>）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一般土木工事		
舗装工事		
鋼橋上部工事		

建築工事	建設部建設政策局 建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課
電気工事		
管工事		
塗装工事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造園工事		
土木施設物の設計		
建築物の設計		
地質調査		
技術資料作成	農政部農村振興局 事業調整課	
測量		
道路清掃	水産林務部総務課	
農業土木工事		
水産土木工事		
森林土木工事		
造林		

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）

「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

(2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者
建設部建設政策局建設管理課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和3年3月31日までとする。

(2) 共同企業体の場合にあっては、令和2年4月1日（令和2年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から令和3年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

(1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和2年度に令和3年度以降の資格に

関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

(2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、令和2年度に令和3年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第14号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和2年1月7日

北海道知事 鈴木 直 道

- 1 処分をした年月日 令和元年12月21日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 北松山運輸総業株式会社 今岡 正裕
 - (2) 主たる営業所の所在地 久遠郡せたな町北檜山区北檜山94-5
 - (3) 建設業の許可の番号 (般-31) 檜第599号
- 3 処分の内容
 - (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事・民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
 - (2) 営業停止の期間 令和元年12月25日から令和2年1月23日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月7日

北海道渡島総合振興局長 佐々木 徹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
小型乗用自動車の賃貸借（児童相談室） 一式（1月当たりの単価） 1台分
- 2 落札を決定した日
令和元年12月20日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース函館
 - (2) 住 所 函館市杉並町5番20号
- 4 落札金額
25,740円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年11月22日付け北海道渡島総合振興局告示第59号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道オホーツク総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月7日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車の交換 1台
- 2 落札を決定した日
令和元年12月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 札幌トヨタ自動車株式会社
 - (2) 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目3番地8
- 4 落札金額
1,221,641円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年11月19日付け北海道オホーツク総合振興局告示第79号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成31年北海道企業局告示第1号に基づき道に申請して令和元年度及び令和2年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この告示により新たに申請することを要しない。

令和2年1月7日

北海道公営企業管理者 小 玉 俊 宏

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

令和元年度及び令和2年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和2年北海道告示第13号（以下「北海道告示第13号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第13号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第13号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第13号第1の1の表の右欄に定められているとおりとす。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあつては、当該資格を、北海道告示第13号第1の2に定められているとおりと、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあつては、A等級をA1又はA2に区分する。

第2 資格要件

1 共通資格要件

北海道告示第13号第2の1に定められているとおりとす。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第13号第2の2に定められているとおりとす。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第13号第2の3に定められているとおりとす。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第13号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請書類の入手方法

北海道告示第13号第3の2に定められているとおりとす。

3 申請の方法

北海道告示第13号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあつたものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第13号第4の1に定められているとおりとす。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第13号第4の2に定められているとおりとす。

第5 特定調達契約に係る資格

北海道告示第13号第5に定められているとおりとす。

第6 資格の喪失

北海道告示第13号第6に定められているとおりとす。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第13号第7の1に定められているとおりとす。

2 再申請の方法

北海道告示第13号第7の2に定められているとおりとす。ただし、第3の3なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

北海道告示第13号第8に定められているとおりとす。

第9 その他

北海道告示第13号第9に定められているとおりとす。

第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書き及び第7の2ただし書による資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

北海道企業局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規

定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成31年北海道企業局告示第2号に基づき道に申請して令和元年度、令和2年度及び令和3年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和2年1月7日

北海道公営企業管理者 小玉俊宏

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

令和元年度、令和2年度及び令和3年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和元年北海道告示第756号（以下「北海道告示第756号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第756号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第756号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第756号第1の表の右欄に定められているとおりとする。

第2 資格要件

1 共通資格要件

北海道告示第756号第2の1に定められているとおりとする。

2 資格の種類ごとの要件

北海道告示第756号第2の2に定められているとおりとする。

3 資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第756号第2の3に定められているとおりとする。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

北海道告示第756号第3の1に定められている時期にしなければならない。

2 申請書類の入手方法

北海道告示第756号第3の2に定められているとおりとする。

3 申請の方法

北海道告示第756号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

北海道告示第756号第4の1に定められているとおりとする。

2 有効期間の更新手続

北海道告示第756号第4の2に定められているとおりとする。

第5 特定調達契約に係る資格

北海道告示第756号第5に定められているとおりとする。

第6 資格の喪失

北海道告示第756号第6に定められているとおりとする。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

北海道告示第756号第7の1に定められているとおりとする。

2 再申請の方法

北海道告示第756号第7の2に定められているとおりとする。

第8 資格の喪失事由の届出

北海道告示第756号第8に定められているとおりとする。

第9 その他

北海道告示第756号第9に定められているとおりとする。

第10 資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

北海道企業局告示第3号

平成31年北海道企業局告示第1号（平成31年度及び平成32年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

令和2年1月7日

北海道公営企業管理者 小玉俊宏

題名を次のように改める。

令和元年度及び令和2年度において競争入札に参加する者に必要な資格等

第1の事項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

北海道企業局告示第4号

平成31年北海道企業局告示第2号（平成31年度、平成32年度及び平成33年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

令和2年1月7日

北海道公営企業管理者 小玉俊宏

題名を次のように改める。

令和元年度、令和2年度及び令和3年度において競争入札に参加する者に必要な資格等

第1の事項中「平成31年度、平成32年度及び平成33年度」を「令和元年度、令和2年度及び令和3年度」に、「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「同条第3号」を「同条第4

号」に改める。

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月7日

北海道教育庁空知教育局長 竹 林 亨

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

道立学校教育用パーソナルコンピュータ等（文書処理用）（1月当たりの単価） 42台分

(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年5月11日から令和7年5月9日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月7日（火）から同年2月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年2月25日（火）午前11時（送付による場合は、同月21日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電 話 番 号 0126-20-0142

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of personal computer 42 sets
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 25, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 21, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁石狩教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月7日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（北海道札幌東商業高等学校総合実践装置）一式（1月当たりの単価）

イ 調達予定数量 42台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和2年3月23日（月）

(4) 契約期間 令和2年3月23日から令和8年2月27日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要

する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月7日（火）から同月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年2月4日（火）午前9時（送付による場合は、同月

3日(月)午後4時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ (<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>) においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式
40台分

イ 予定時期 令和2年2月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成31年4月12日付け北海道教育庁石狩教育局告示第51号

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer (Hokkaido Sapporo Higashi Business High School) 42 sets

B Bid tendering date and time : 9 : 00 A.M., February 4, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., February 3, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年1月7日

北海道教育庁石狩教育局長 堀本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 Aブロック 一式(1月当たりの単価) 126台分

イ 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 Bブロック 一式(1月当たりの単価) 212台分

ウ 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 Cブロック 一式(1月当たりの単価) 42台分

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 1の(1)のア及びイ
令和2年4月24日

イ 1の(1)のウ
令和2年6月1日

(4) 契約期間

ア 1の(1)のア
令和2年4月24日から令和8年3月31日まで

イ 1の(1)のイ

令和2年4月24日から令和7年3月31日まで

ウ 1の(1)のウ

令和2年6月1日から令和7年5月29日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月7日（火）から同月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会

議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年2月26日（水）午前9時（送付による場合は、同月25日（火）午後4時まで）に必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式
160台分

イ 予定時期 令和2年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Personal Computer (A block) 126 sets

b Lease of Personal Computer (B block) 212 sets

c Lease of Personal Computer (C block) 42 sets

B Bid tendering date and time : 9 : 00 A.M., February 26, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., February 25, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月7日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（北海道石狩翔陽高等学校総合実践装置）一式（1月当たりの単価）

イ 調達予定数量 62台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和2年3月23日（月）

(4) 契約期間 令和2年3月23日から令和8年2月27日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月7日（火）から同月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年2月4日（火）午前10時（送付による場合は、同月3日（月）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ (<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>) においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
ア 名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式 40台分
イ 予 定 時 期 令和2年2月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)
(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成31年4月12日付け北海道教育庁石狩教育局告示第51号

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer (Hokkaido Ishikari-Shoyo High School) 62 sets
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 4, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., February 3, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁胆振教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年1月7日

北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア A重油

(ア) 伊達・虻田地区	293,000リットル(1リットル当たりの単価)
(イ) 室蘭A地区	282,000リットル(1リットル当たりの単価)
(ウ) 室蘭B・登別地区	175,000リットル(1リットル当たりの単価)
(エ) 苫小牧A・白老地区	74,000リットル(1リットル当たりの単価)
(オ) 苫小牧B地区	182,000リットル(1リットル当たりの単価)
(カ) 安平・厚真地区	48,000リットル(1リットル当たりの単価)
(キ) むかわ地区	53,000リットル(1リットル当たりの単価)

イ 灯油

(ア) 伊達・虻田地区	49,000リットル(1リットル当たりの単価)
(イ) 室蘭A地区	39,000リットル(1リットル当たりの単価)
(ウ) 室蘭B・登別地区	86,000リットル(1リットル当たりの単価)
(エ) 苫小牧A・白老地区	47,000リットル(1リットル当たりの単価)
(オ) 苫小牧B地区	41,000リットル(1リットル当たりの単価)
(カ) 安平・厚真地区	12,000リットル(1リットル当たりの単価)
(キ) むかわ地区	15,000リットル(1リットル当たりの単価)

アの(ア)から(キ)まで及びイの(ア)から(キ)までについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月7日（火）から同年2月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階会議室B（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のアの(ア)から(ウ)まで及びイの(ア)から(ウ)まで

令和2年3月3日（火）午前10時30分

イ 1の(1)のアの(エ)から(キ)まで及びイの(エ)から(キ)まで

令和2年3月3日（火）午後1時30分

ア及びイについて、送付による場合は、令和2年3月2日（月）午後5時までに必着

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/nyusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電話番号 0143-24-9889

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A (JIS class 1) 293,000 liters

b Fuel oil A (JIS class 1) 282,000 liters

c Fuel oil A (JIS class 1) 175,000 liters

d Fuel oil A (JIS class 1) 74,000 liters

e Fuel oil A (JIS class 1) 182,000 liters

f Fuel oil A (JIS class 1) 48,000 liters

g Fuel oil A (JIS class 1) 53,000 liters

h Kerosene (JIS No.1) 49,000 liters

i Kerosene (JIS No.1) 39,000 liters

j Kerosene (JIS No.1) 86,000 liters

k Kerosene (JIS No.1) 47,000 liters

l Kerosene (JIS No.1) 41,000 liters

- m Kerosene (JIS No.1) 12,000 liters
- n Kerosene (JIS No.1) 15,000 liters

B Bid tendering date and time

a to c, h to j 10 : 30 A.M., March 3, 2020

d to g, k to n 1 : 30 P.M., March 3, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 2, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau

of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran,

Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9889

北海道教育庁胆振教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月7日

北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの購入 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期限 令和2年3月31日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月7日（火）から同月16日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午前11時）まで

イ 申請方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室C（郵送による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年1月20日（月）午後1時30分（郵送の場合は、同月17日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

- ア 情報処理教育機器の賃貸借 一式 126台分
- イ 情報処理教育機器の賃貸借 一式 126台分
- ウ 情報処理教育機器の賃貸借 一式 42台分

(2) 予 定 時 期 令和2年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

9 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電 話 番 号 0143-24-9889

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Purchase of Personal Computer 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 20, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 17, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-chome 1-4, Kaigan-cho, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9889

道立近代美術館告示

北海道立近代美術館告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月7日

北海道立近代美術館長 立川 宏

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 北海道立近代美術館で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 367kW
- イ 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 837,000kWh
- ウ 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 446,400kWh

(2) 北海道立三岸好太郎美術館で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 40kW
- イ 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 135,800kWh
- ウ 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 69,800kWh

2 落札を決定した日

令和元年12月20日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 北海道立近代美術館で使用する電力

- ア 氏 名 リエスパワーネクスト株式会社
- イ 住 所 東京都豊島区東池袋4丁目21番1号

(2) 北海道立三岸好太郎美術館で使用する電力

- ア 氏 名 エフビットコミュニケーションズ株式会社
- イ 住 所 京都市南区東九条室町23番地

4 落札金額

(1) 北海道立近代美術館で使用する電力

- ア 基本料金 1,599円40銭
- イ 電力量料金（平日） 16円28銭
- ウ 電力量料金（休日） 15円18銭

(2) 北海道立三岸好太郎美術館で使用する電力

- ア 基本料金 1,628円77銭
- イ 電力量料金（平日） 16円29銭
- ウ 電力量料金（休日） 15円26銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年11月12日付け北海道立近代美術館告示第7号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立近代美術館

(2) 所在地 札幌市中央区北1条西17丁目
